補完財の仕様変更が不公正な取引方法に当たらないとされた事例

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 9 月 12 日
【事件番号】 令和 5 年（ネ）第 1531 号
【事件名】 独占禁止法違反行為差止等請求控訴事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 独占禁止法 2 条 9 項 6 号・19 条
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25621286

成蹊大学准教授 宍戸 聖

事実の概要

1 はじめに

本件は、インクジェットプリンターに用いるインクカートリッジを製造、販売していた株式会社エコリカ（控訴人）が、インクジェットプリンターのメーカーであるキヤノン株式会社（被控訴人）の行為が独占禁止法（以下、「独禁法」）に違反しており、不法行為を構成するものとして、独占禁止法 24 条に基づく当該行為の差止と、民法 709 条に基づく損害賠償を求める事案である。控訴人は、被控訴人の行為が不公正な取引方法の一般指定 10 項（抱き合わせ販売）又は 14 項（取引妨害）に該当すると主張していた。

2 前提事実

プリンター本体を製造するメーカーは、自社で当該プリンターに対応したインクも製造、販売していることが一般的である。本件でも、プリンターメーカーである被控訴人は、自社製のプリンターに対応したインクカートリッジを自ら製造、販売していた。このようなインクカートリッジを純正品という。本件純正品には IC チップが搭載されており、印刷時にその IC チップに情報が書き込まれることで、インク残量が 0 になったことを知らせるインクエンドサイン機能や印刷中にインクがなくなった際に自動で印刷を停止するインクエンドストップ機能が作動していた。

プリンター用のインクカートリッジには、純正品のほかに再生品や互換品がある。再生品とは、使用済みの純正品のカートリッジを回収し、IC チップの情報を初期化したうえでインクを再充填することで、使用済みのカートリッジを新しいインクカートリッジとして再利用できるように処理したものをいう。互換品とは、IC チップを含むカートリッジそのものを純正品メーカー以外の事業者が自社で製造し販売するものを指す。本件において控訴人は、被控訴人が製造する純正品インクカートリッジを回収し、当該カートリッジに搭載された IC チップの情報を初期化したうえでインクを再充填し、再生品インクカートリッジ（「本件再生品」）として販売していた。なお、本件では、使用済みの純正品インクカートリッジを回収したうえで、もともと搭載されていた IC チップと自社で製造した IC チップを取り替えて販売されるものを「本件改良品」と呼んでいる。下記 3 で述べる被控訴人による純正品インクカートリッジの仕様変更後、複数の事業者が改良品や互換品を製造、販売していた。

3 控訴人の主張

控訴人によれば、被控訴人は BCI-380 及び BCI-381 シリーズのインクカートリッジ（本件純正品）の仕様を、インクカートリッジに搭載されている IC チップに用いられるデータの暗号化及び複号の方式を複雑化し、また、記録されるインク残量データを初期化することができないよう変更した（以下、「本件行為」又は「本件仕様変更」）。控訴人は、本件仕様変更によってインクエンドサイン機能等を有する再生品の製造が困難になり、少なからぬ本件プリンターを購入した利用者が純正品の購入を余儀なくされ、または、再生品の製造、販売が妨害されたとする。その他、控訴人及び補助参加人は複数の補充的主張を行っているが、紙幅の都合により省略する。

判決の要旨

控訴棄却。

1　市場画定の要否

まず、裁判所は、一般指定 10 項又は 14 項の判断において市場画定が必要であるという被控訴人の主張を退け、公正競争阻害性は「自由競争の減殺である市場閉鎖効果が生じるものに限られるものではなく、……市場の画定を判断の前提として必ず要求するものではない」と述べる。そのうえで、自由競争減殺の評価においては「その競争の場である市場を一定の取引分野として想定することにより」判断ができるとする。

裁判所は、本件においては購入したプリンターに対応したインクカートリッジを購入しなければインクカートリッジの使用ができないことに言及し、「本件プリンターに対応するインクカートリッジ（本件純正品を含む。）についての一定の取引分野としての独立した競争の場を観念することはできる」と結論付けている。

2　抱き合わせ販売該当性

第 1 に、裁判所は、市場画定の要否に関する判示を踏まえつつ、本件プリンターと本件純正品も別々に販売されていること、プリンターを長期で利用するためにはインクが不足した際にインクカートリッジを別に購入する必要があること等に言及し、本件純正品が本件プリンターとは独立して取引される「他の商品」に当たると判断する。

第 2 に、裁判所は、抱き合わせ販売該当性の検討の中で、法律要件の評価に先立って、インクエンドサイン等の機能の位置付けを整理している。高裁は、地裁の判示を修正し、当該機能が印刷という「本質的な機能そのものには大きな影響を与えないとしても、再生品カートリッジを購入しようとする者にとって、その購入をするか否かの意思決定を左右する重要な利便性に関わる問題」であるとする。そのうえで、「仮に被控訴人以外の者がインクエンドサイン等の機能を有しないインクカートリッジしか製造販売することができなくなるとすれば」、相応の割合の者は本件純正品の購入を余儀なくされるといえるが、実際には本件改良品の製造が可能であった。また、令和 4 年 3 月以降は控訴人が改良品を販売するに至っていることにも言及し、「現実には、被控訴人以外の者がインクエンドサイン等の機能を有しないインクカートリッジしか製造販売することができなくなっているものではない」とし、客観的にみて少なからぬ顧客が「本件純正品の購入を余儀なくされる状況にあると」はいえないと判断している。

第 3 に、本件行為の「不当性」について、高裁は原審の判断を修正し、下記のように判示している。インクエンドサイン等の機能は「印刷を円滑に行うための付随的機能の一つ」で、本件改良品や本件互換品を購入できた状況を考慮すると、「自由な競争を減殺したりその基盤が保持されなくしたとまでいうのも困難である。」「〔本件仕様変更〕については、……〔国外で実施しているサブスクリプションサービスにおけるユーザーの不正行為〕を防止する効用もあったと考えられ……、他方、……控訴人による IC チップの取替えを是認しており……、競合品発売を積極的に妨害するものであったということもできない。……不当性があったと認めることもできない。」

3　取引妨害該当性

本判決は、本件仕様変更の取引妨害該当性について、概ね抱き合わせ販売該当性の評価における認定に依拠して、本件行為が一般指定 14 項における妨害には当たらないと結論付けている。

裁判所は、控訴人の補充的主張への応答として、まず、プリンターメーカーの設計変更の自由に言及し、仕様変更が競争者に一定のコストを課すものであったとしても、プリンターメーカーには「再生品ないし互換品のインクカートリッジメーカーの負担を回避すべき一般的な義務は存在しない」という一般論を述べている。この一般論を踏まえ、裁判所は、本件においては、再生品等の製造販売事業者による IC チップの交換が妨げられておらず、実際に「インクエンドサイン等の機能を有する再生品インクカートリッジも販売されている」こと等を挙げて、「再生品ないし互換品のインクカートリッジの商品化を妨害したと評価するに足りるほどの困難をもたらしたと認めるには足りない」と判断している。

判例の解説

一　本判決の意義、位置付け

通常、自社製品の設計変更や仕様変更はイノベーションの範疇にあると考えられ、独禁法が促す競争の一環として扱われる。しかし、行為の外

形が自社製品の設計や仕様の変更であっても、実際には競合製品の利便性を低下させる等のおよそ技術革新とはいえない効果しか持たない、能率競争によらない行為があることも知られている[1]。このタイプの行為は、イノベーションの範疇にないものとして独禁法違反認定の対象になる。日本では、主にプリンターメーカーによる自社製品の仕様・設計変更を巡ってこの問題が検討されてきた。例えば、公正取引委員会は、「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」(2004年10月21日)の中で、「技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて」行われ、競合の補完財の再生利用が阻害された場合に、一般指定10項又は14項に該当する可能性があると述べている。プリンターメーカーによるプリンター本体又はプリンター用の補完財の設計や仕様の変更が不公正な取引方法（一般指定10項又は14項）に当たるか否かが争われた事例として、リコー対ディエスジャパン事件[2]、エレコム対ブラザー事件[3]という2つの私訴事件があり、本件もこの系譜に属する。比較的長期での利用が想定される機器と、当該機器の利用に必要な消耗品とから成るビジネスモデルを前提に、機器本体又は消耗品の設計や仕様の変更が抱き合わせ販売に該当するか否かが争われている事例としては、ほかにASP事件排除措置命令がある[4]。

二　市場画定

過去、独禁法24条に基づく差止請求事件での不公正な取引方法の評価において市場画定が必要と判示されたこともあったが[5]、本判決は手段の不公正型の公正競争阻害性の存在にも言及し、明示的に、一般指定10項及び14項に基づく評価において市場画定は必須ではないという考え方を示している。公取委による一般指定11項適用事件における有力な事業者の認定の際の評価の基礎としての市場の取扱いや、その他最近の公取委による不公正な取引方法事件の処理とも矛盾しない考え方であり[6]、適切な判示であるといえる。

そのうえで、自由競争減殺型の公正競争阻害性の評価においては市場を観念することがその評価において重要であるとして、本件プリンターに対応したインクカートリッジを市場として観念している。このような特定の製品群等に対応する補完財（消耗品など）のみから構成される市場をアフターマーケットという。一で言及したいずれの先例もアフターマーケットの成立を認めており、本件も先例に則した判断を下しているといえる。

三　抱き合わせ販売該当性

1　二商品性

一般指定10項に該当するためには、抱き合わされる商品と抱き合わせる商品とが別個の商品といえる必要がある。本件では、本件プリンターに対応する本件純正品インクカートリッジが「他の商品」といえるかどうかが争点になった。本件においてはすでに本件プリンターに対応するインクカートリッジから成るアフターマーケットの成立が認められていることに鑑みて、二商品性が認められることは何ら不自然ではない。

2　購入強制

判決は、仮に純正品カートリッジの仕様変更がユーザにとって機能的な不便をもたらすとしても、他のメーカーが互換カートリッジを提供すること自体は制限されておらず、また実際にICチップを付け替えた再生カートリッジ等（本件改良品）が市販されている事実を重視する。そうした改良品や互換品が存在し得る以上、利用者が純正品しか選べないほど排他的な状況を本件仕様変更が生じさせているとはいえないとしている。

なお、原判決はインクエンドサイン等の機能が顧客の購買行動に影響を与えない付随的機能であるから本件仕様変更は抱き合わせ販売に該当しないという理屈を述べていた。この点について、高裁は、当該機能は付随的機能であるという整理は踏襲しつつ、顧客の中にはインクエンドサイン等の機能を購買時の考慮要因とする者がいるとしたうえで、顧客は互換品や本件改良品を購入することができる状況にあったという事実を認定し、抱き合わせ販売該当性を否定している。原判決はインクエンドサイン等の機能の位置付けやそれを踏まえた消費者の消費行動について明確な根拠を示さずに論じていた一方で、本判決ではあくまで改良品や互換品の販売が妨げられていたかどうかという観点から検討を行っており、その点において本判決は改善されているものと考える。

3　不当性及び正当化事由

2で言及した通り、裁判所は、本件行為がIC

チップの交換を妨げるまでには至っていなかったため、競争者によるインクエンドサイン等の機能を持つ再生品や互換品の製造は困難になっていなかったことを根拠に、本件行為が「購入を余儀なくさせて」いないと判断した。裁判所はこの認定に再度言及しつつ、本件行為が不当性を持たないことを判示している。インクエンドサイン等の機能を持つ再生品や互換品の製造が困難になっていなかった本件の状況では、詳細な不当性の認定は要さずとも市場閉鎖効果による自由競争減殺があったとはいえないという理屈であろう。

当事者間で本件仕様変更の正当化事由の有無を巡って争いがあった。地裁は本件行為に不当性がないことを確認する中で、サブスクリプションサービス等における「不正行為を防止する意図もあったと考えられ……、原告による競合品発売を妨げる意図であったとは断じ難いものでもある」として被控訴人の正当化事由に言及していた。この点、本判決では被控訴人の設計変更の意図への言及がないが、通常、単独事業者による行為の独禁法上の評価においては、行為者の主観的意図は考慮要因に含めるべきではないと考えられていることに鑑みれば、これは適切といえる[7]。

なお、本件はその評価を要する段階に至らなかったものと思われるが、通常、この種の真正なイノベーションとそうでない行為との識別が求められるタイプの行為類型については、行われた仕様変更や設計変更が「もっぱら競争者の排除を目的とする」戦略であることの確認が重要になることが知られている[8]。公取委による「合理的理由がないのに」や「必要性の範囲を超えて」という判断枠組みもこの理解に矛盾しない[9]。もっとも、事業活動は複数の背景意図を前提に実施されることが通常であり、重要なのは当該設計変更の背景にある事業戦略が真正な技術革新にないことの確認である。つまり、ここでいう「もっぱら」は事業者が競争者の排除という意図のみを持つことの立証を求める意味ではないため、例えば、1つでも競争者排除以外の目的を示す証拠があれば直ちに適法とすべきということにはならない。

四　取引妨害該当性

裁判所は、「仕様変更直後、一時的に純正品が市場を独占することになるとしても、そのことが直ちに競争者に対する取引妨害に当たると解することはできない」という基本方針を示したうえで、本件においては IC チップの交換が妨げられていなかったこと、他のメーカーもインクエンドサイン等の機能を持つ改良品を販売していたことなどを挙げて、本件仕様変更が妨害には当たらないと結論付けている。

設計変更の自由と、仕様変更によって一時的に競争者が不利な状況に置かれたとしても直ちに取引妨害に当たるとはいえないという基本方針を明言している点に本件判決の意義がある。なお、本件行為の妨害行為該当性の評価においては競争者が商品の供給を困難にさせられていたかどうかが重要な考慮要素になると考えられるところ[10]、本件ではすでに抱き合わせ販売該当性の評価の中でインクエンドサイン等の機能を持つ再生品や互換品の製造は困難とされていなかったことが確認されているため、取引妨害該当性の評価は簡易なもので十分であったと説明できる。

●――注

1）宍戸聖「競争者排除に向けた戦略的行動とイノベーション」公取 892 号（2025 年）19～20 頁。
2）知財高判令 4・3・29 判時 2553 号 28 頁。
3）東京地判令 3・9・30 審決集 68 巻 243 頁。
4）公取委排除措置命令令 6・7・26 審決集未登載。
5）東京高判平 19・1・31 公取委審決集 53 巻 1046 頁（ウィンズ汐留事件東京高裁判決）。
6）例えば、本文中で言及した ASP 事件排除措置命令や、公取委排除措置命令令 6・5・15（佐賀県有明海漁業協同組合・熊本県漁業協同組合連合会）を参照。
7）宍戸聖『私的独占における排除概念の再構成』（商事法務、2022 年）7～11 頁。「反競争的意図」と「積極的な競争の意図」にはしばしば重複がみられ、裁判所や公取委が両者の区別を行うことが困難な場合が少なくない。
8）和久井理子「競合品排除を目的とする製品設計―独占禁止法による規制と特許権の行使―」特許研究 73 巻（2022 年）19 頁。
9）宍戸聖「互換品の不当な抱き合わせ販売が認定された事例」新・判例解説 Watch（法セ増刊）30 号（2022 年）263 頁。
10）金井貴嗣ほか『独占禁止法〔第 6 版〕』（弘文堂、2018 年）390 頁。自由競争減殺型の公正競争阻害性は妨害行為が競争者の取引機会を奪う場合に認められる。